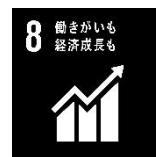




～ 職員の働き方改革の実践 ～

メリハリをつけた働き方を実践するために、6月1日から
時間外勤務を適切に管理する取組みを試行します。



ターゲット 8.2

2023年5月29日

郡山市総務部人事課

課長 杉内 泰史

TEL：924-2048

SDGs ターゲット 8.2 高いレベルの経済生産性を達成する。

本市では、全ての職員が活躍できる「働き方改革」を推進するため、また、本市が有為な人材から働く場として選ばれるようにするため、魅力ある職場づくりに努めていく必要があります。

このため、本年6月1日から、メリハリをつけた働き方を実践するために、まずは本来の勤務時間である午前8時30分から午後5時15分に、最高のパフォーマンスが発揮できるよう努めるとともに、時間外勤務を適切に管理するための新たな取組みとして、以下の2点を試行します。

なお、以下の取組みは、窓口業務に支障が出ないように行いますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

1 「終礼」を実施し時間外勤務の適正管理を徹底

○午後4時30分から午後5時までの間に、各所属において「終礼」を実施します。

所属長は、

【時間外勤務命令を発する職員に】 業務の緊急性、優先順位、ワークシェアが可能かを
確認・検討の上、適切に時間外勤務命令を発する。

【時間外勤務命令を発しない職員に】 定時で退庁するよう促す。

※終礼では、業務の進捗状況、今後の予定等について情報を共有し業務の見える化を図る。

2 終業時間後、速やかにPC端末の電源を切る

○時間外勤務命令のない職員は、午後5時15分から午後5時30分の間にPC端末の電源を切り退庁します。

○確実な履行のため、所属長は定期的にその確認を行います。

・定時退庁日（ノー残業デーである水曜日、ワーク・ライフ・バランスデーである毎月第三金曜日等）については、所属長は、直接PC端末の電源が切断されたことを確認します。



2024（令和6）年に郡山市は市制施行100周年を迎えます！！

ひらけ 未来へ こおりやま